

広島県教育委員会会議録

令和4年4月27日

広島県教育委員会

広島県教育委員会会議出席者名簿

令和4年4月27日（水） 13：00開会

14：42閉会

1 出席者

教育長	平	川	理	恵
委員	細	川	喜	一郎
	中	村	一	朗
	志々	田	ま	なみ
	近	藤	い	ずみ
	菅	田	雅	夫

2 欠席委員

なし

3 出席職員

教育次長	濱	本	清	孝
管理部長	小	川	元	史
学びの変革推進部長	竹	志	幸	洋
総括官（乳幼児教育）（兼）参与	重	森	栄	理
教育センター所長（兼）個別最適な学び担当課長	杉	原	満	治
理事	榊	原	恒	雄
総務課長	杉	本	真	一
秘書広報室長	糸	崎	誠	二
教職員課長	松	下	大	海
文化財課長	白	井	比	佐
高校入学者選抜制度推進課長	高	木	優	子
義務教育指導課長	立	田		晃
高校教育指導課長	木	村	剛	毅
豊かな心と身体育成課長	黒	田	康	弘
特別支援教育課長	玉	木	昌	裕

教育委員会会議定例会日程

			頁
日程第1	会議録署名者について		1
日程第2	第1号議案	広島県教育委員会規則の一部改正について	1
日程第3	第3号議案	令和5年度広島県立中学校及び広島叡智学園高等学校入学者選抜の基本方針について	3
日程第4	第5号議案	令和5年度に使用する教科用図書の採択方針について	4
日程第5	報 第1号	広島県教育委員会規則の一部改正について	6
日程第6	報告・協議1	高校生等の就職をめぐる状況について	7
日程第7	報告・協議2	特別支援学校における技能検定の実施状況等について	8
日程第8	第2号議案	銃砲刀剣類登録審査委員の任命について	11
日程第9	第4号議案	広島県いじめ問題調査委員会の委員の任命に対する意見について	11

平川教育長： それでは、ただ今から本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

まず、会議録署名者の件ですが、本件は会議規則第22条の規定によりまして、私から御指名申し上げます。

会議録署名者として、近藤委員及び菅田委員を御指名申し上げますので、御承諾をお願いいたします。

(承 諾)

平川教育長： 本日の会議議題は、お手元のとおりです。

議題のうち、公開になじまないものがあれば、最後に回して審議したいと思いますが、いかがいたしましょうか。

細川委員： 第2号議案及び第4号議案は、委員の選考に関する案件ですから、審議は非公開が適当ではないかと思えます。

平川教育長： ほかに御意見はありませんか。

(な し)

平川教育長： それでは、ただ今の細川委員の発議について採決いたします。

第2号議案の銃砲刀剣類登録審査委員の任命について、第4号議案の広島県いじめ問題調査委員会の委員の任命に対する意見については、公開しないということに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。

したがって、本日の議題は、第2号議案及び第4号議案を公開しないで審議することといたします。

第1号議案 広島県教育委員会規則の一部改正について

平川教育長： それでは、第1号議案、広島県教育委員会規則の一部改正について、糸崎秘書広報室長、説明をお願いいたします。

糸崎秘書広報室長： 失礼いたします。

それでは、第1号議案、広島県教育委員会規則の一部改正について御説明いたします。

まず、教育委員会会議へのオンライン会議システム等による出席についてでございます。これまでも新型コロナウイルス感染症の拡大防止といった観点から、緊急的な対応として、教育委員の皆さんにオンライン会議システムにより会議に出席していただくという対応をさせていただいておりました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の流行が依然として継続しております。

また、大雨などによる大きな災害が生じるということもございます。こうした不測の事態にあっても、会議を円滑に実施する必要があると考えており、新型コロナウイルス感染症対策としての緊急的な対応のみならず、教育委員会会議の出席方法の一つとしてオンラインでの出席も可能ということを規則に位置づけたいと考え、この度、教育委員会会議規則の一部の改正を行おうというものでございます。

なお、原則はこれまでどおり、対面による出席ということを前提と考えております。

また、今回のオンラインによる出席の改正に併せて、現状に合った会議規則とするために見直しを行っております。

資料1ページを御覧いただければと思います。こちらは、県報に掲載する体裁で、改正前、改正後を上げております。

それでは、3ページを御覧ください。便宜的に分かりやすいように、改正後の条文の頭に①、②、③、④、⑤と段落ごとに番号を振っております。上段が改正後、下段が改正前となっております。改正後の第2条①の部分でございます。下段の2条、3条、4条で、改正前は別々で記載していたものを、集約して記載するような形に改正すること

といたしました。

次に、改正後の第3条、資料3ページの②以降でございますが、ここが先ほど申し上げましたオンライン会議システム等による出席について記載しているところでございます。

②につきましては、災害やその他の事由により会議の開催場所に参加することが困難である場合は、オンライン会議システム等による出席を認めることとしております。③につきましては、オンライン会議等の方法による出席を希望する場合は、あらかじめその事由を教育長に届け出ることとしております。④につきましては、オンライン会議システムにより出席した場合において、会議の途中で通信が途絶えたときには、通信が途絶えたときから復旧するときまでの議事については、当該委員は退席したものとみなすこととしております。⑤につきましては、公開しないこととした事件の審議については、原則としてオンライン会議システム等による出席を認めないということといたしますが、通信内容の秘匿措置等が講じられていると教育長が認めた場合には、この限りではないこととしております。

最後に、改正前の第5条についてでございます。この条文は、改正前の5条が下段にあるのですけれども、緊急時であっても委員との連絡が取れるように定めていた規定なのですが、現在ではメールや携帯電話等によって随時、委員の皆様と連絡が取れますことから、この度の改正に伴って削除したいと考えております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

平川教育長： ただいまの説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

細川委員： 御説明ありがとうございました。

どういう事態が起こっても対応できると感じたわけですが、1点、④の通信が途絶えた部分のところなのですが、私と志々田委員と菅田委員がリモート出席をしたことがございました。1人や2人の通信が途絶えた場合はいいのですが、3人とも途絶えた時に、教育長が採決を採られるという場面になったときはどうなるのでしょうか。

糸崎秘書広報室長： 退席したものとみなすということになっておりますので、まず、会の成立要件が過半数の出席となっておりますので、そこが満たせなくなった状態で会議が成立しなくなり、休会ということになります。また、採決は、出席者が仮に満たせていても、そのうちの過半数がいないと採決できないとなっているので、場合によっては、採決だけができないということになるということがございます。その場合に、休会することになるかと思えます。

細川委員： 流会というのは分かるのですが、後日また会議が開催されるということでしょうか。

糸崎秘書広報室長： オンラインの場合であれば、通信環境が回復した場合は、そのままできるということがあるかもしれませんが、それが不可能という判断になれば、会議を延会して、次回ということになるかと思えます。

細川委員： はい、分かりました。

志々田委員： 会議を円滑に開催することと、もう一つがやっぱりどう公開していいのかということだと思うのですが、今日お見せいただいているのは、いわゆる委員がオンラインで会議に出席するという状況ですが、オンラインで実施されている教育委員会会議を公開の部分については、一般の方にどう公開するのかとかいうところの規定はあるのでしょうか。

糸崎秘書広報室長： 現在は、傍聴規則というものがございまして、本日お見えになられていらっしゃいますように、この場に入って実際に会を傍聴していただくという規定になっておりまして、状況をオンラインで公開するということは、ただ今のところはなっておりません。

志々田委員： 全員がオンラインで開催をした時に傍聴の方はここで見ることになりますか。

糸崎秘書広報室長： おっしゃられるとおりで、これまでオンラインで開催させていただいたときもそうですが、モニターに皆さんが参加されている様子を映し出す形で、傍聴の方に見ていただくと考えております。

志々田委員： 分かりました。ありがとうございます。

中村委員： 既に何度かオンラインで、やっていますよね。規則にするとこうなるのかなという感じなのですが、実際、⑤の秘匿措置というの、最初にこれを読むという気になるのですが、運用上は今までやったような形でやっていくという理解でいいですか。

糸崎秘書広報室長： もう少し緩やかに考えているところもございます。公開でできる部分につきましては、仮に中村委員が、すごく遠くの場所で、交通手段が遮断されてという場合に、もし環境を整えば、そこの地でオンライン参加ということもよいかと思っております。

ただ、先ほどありましたような、非公開案件の部分については、これまで私たちがやってきたのもそうですけれども、県の庁舎で、県の提供するラインで、県の提供するデバイスでという一定のセキュリティーが担保できているという限りにおいてやっていこうと考えております。基本的にはこれまでと同じような形を想定しておりますが、万が一の場合には、公開案件については、もっとフレキシブルな対応をとということも考えおります。

中村委員： 分かりました。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。

採決に移ります。

原案に賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。

よって、本案は、原案どおり可決されました。

第3号議案 令和5年度広島県立中学校及び広島叡智学園高等学校入学者選抜の基本方針について

平川教育長： 続きまして、第3号議案について、高木高校入学者選抜制度推進課長、説明をお願いいたします。

高木高校入学者選抜制度推進課長： では、第3号議案、令和5年度広島県立中学校及び広島叡智学園高等学校入学者選抜の基本方針について御説明いたします。

例年この時期に中学校、高等学校及び特別支援学校高等部の基本方針を提案させていただいているところでございますが、広島叡智学園高等学校を除く高等学校及び特別支援学校高等部につきましては、令和5年度入学者選抜から新たな制度に変更するため、少しでも早期に決定し、公表することが望ましいことから、令和3年12月22日の教育委員会会議で既に御審議いただき、決定したところでございます。

本日は、大きな変更点のない県立中学校及び広島叡智学園高等学校の入学者選抜の基本方針につきまして御審議のほどよろしくお願いいたします。

まず、1ページから2ページにあります令和5年度広島県立併設型中学校入学者選抜の基本方針について御説明いたします。

3ページから4ページの新旧対照表のとおり、令和5年度入学者選抜につきましては、基本的な内容の変更はございません。

次に、5ページにあります令和5年度広島県立広島叡智学園高等学校入学者選抜の基本方針について御説明いたします。

昨年度から変更している点につきましては、6ページから7ページの新旧対照表のとおり、1、海外等連携協定に基づく入学者選抜及び2、外国人等生徒を対象にした入学者選抜のそれぞれの(1)選抜の方法において、数学及び理科に関するレポートを数学に関するレポート及びこれまでに履修した教科(数学を除く)から選択した1教科に関するレポートとし、外国人等生徒を対象にした入学者選抜における口頭試問を数学のみとしております。

なお、資料の8ページに令和5年度の選抜日程を参考として添付しております。県立中学校につきましては、基本的には令和4年度の日程を踏襲しつつ、土曜日、日曜日や祝日を考慮して設定しております。また、広島叡智学園高等学校の入学者選抜は、海外等連携協定に基づく入学者選抜、外国人等生徒を対象にした入学者選抜ともに10月中旬に実施いたします。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

平川教育長： ただいまの説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

近藤委員： 御説明いただいた叡智学園高校入学者選抜の基本方針で、令和4年から5年で変更した点、口頭試問から理科を除いた理由だとか、レポートの数学は必須なのだけでも、

理科は選択制の中になる、その辺りの事情を教えてください。

高木高校入学者選抜制度推進課長： 理科のレポートではなく、選択した教科のレポートとしたことについてですが、これまで履修した教科から数学を除く1教科を選択し、その教科に関する探求的なレポートを提出してもらう予定としております。なお、これについては、分野の指定は行わないこととしております。昨年度は、数学と同様に、入学段階で一定の理科の力を求めるために理科のレポートを提出し、それに基づく口頭試問を実施しました。しかし、理科については、国によって学習内容が大きく異なっております。このため、高等学校入学後にIBで求められる実験ベースの理科の力を育成することが可能であるため、理科のレポートに限定しないとしたところでございます。

近藤委員： そうなのですけど、レポートの中で、科目が違うものを比較することにはなるのですよね。その基準みたいなのはあんまり心配なくていいのでしょうか。

高木高校入学者選抜制度推進課長： これまでに履修した教科、数学を除く部分ですけど、選択した1教科に関するレポートとすることで、将来、IBの高いレベルというところを目指す本人の強みというのを学校の方でしっかり見取るということで判断をさせていただきたいというふうに思っております。

菅田委員： 令和4年はコロナだったこともあって、あまり質問はしなかったのですが、叡智学園ですね、高等学校の海外の外国人等の入学選抜の日程の件なのですけども、海外は9月入学が多いのですよね。この日程でいくと、海外で中学校2年生のときと中学3年になったばかりのときに入学願書を出すということになるかと思うのですけども、もう少し時期を遅くするとか、いかがなのでしょう。

高木高校入学者選抜制度推進課長： 菅田委員におっしゃっていただいたとおり、海外の学校については、6月修了という学校も多々ございます。その場合には、編入学試験もございまして、編入学の方で対応することとしており、今年度につきましても、9月入学に向かっての編入学の試験を行うようになっております。

中村委員： 叡智学園高校は、この春から新高1が入ってきていますよね。その状況というのはどのような感じなのでしょう。

木村高校教育指導課長： 入学生につきましては、内部進学生が37名、そして、外国人等生徒が11名、計48名入学しております。外国人生徒につきましても、今、叡智学園の方でしっかりとその全寮制の生活に慣れるように生徒の支援をしております、今のところ特に大きな問題が起こっているとは聞いておりません。以上です。

中村委員： それは何よりだと思います。

高校から20名を予定していたと思うのですが、残りは9月から入学してくるとか、そういう生徒もいるということですか。

木村高校教育指導課長： 編入学でございまして、9月編入予定者につきましては、今のところ女子生徒1名の転入学が予定されております。

編入学試験の出願状況でございますけれども、出願登録者数が7名、今出ているところでございます。以上です。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。

第3号議案の採決に移ります。原案に賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。

よって、本案は、原案どおり可決されました。

第5号議案 令和5年度に使用する教科用図書の採択方針について

平川教育長： 続きまして、第5号議案について、立田義務教育指導課長、説明をお願いいたします。

立田義務教育指導課長： それでは、令和5年度に使用する教科用図書の採択基本方針について提案いたします。この教科用図書の採択基本方針については、4月21日に行われた第1回教科用図書選

定審議会から答申を受け、提案するものでございます。1 提案の要旨に示してありますように、教科用図書の適正な採択を行うためのものでございます。

(1)、(2)とありますように、県立学校用と県立でない義務教育諸学校用の採択基本方針を別々に定めます。この採択基本方針は、採択権者である市町教育委員会並びに国立及び私立の義務教育諸学校の校長に対して適切な指導、助言、又は援助を行うためのものでございます。

なお、参考資料として、5ページに教科用図書の採択について、6ページに義務教育諸学校の教科用図書の検定、採択の周期及び義務教育諸学校の教科用図書の基本的な採択の仕組み、7ページに学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書、いわゆる一般図書について、8ページに令和4年度教科用図書採択日程を添付しておりますので、後ほど御覧ください。

それでは、1ページの別紙1にお戻りください。1 採択基本方針についてです。

(1)採択の基本については、教育基本法や学校教育法で明確に示された教育の理念や目標及び学習指導要領に示された各教科の目標や内容等にとり、本県の児童生徒に最も適切な教科用図書を採択することとしております。

(2)適正かつ公正な採択の確保につきましては、国の通知を受け、ア教科書発行者等による宣伝行為等に影響されることなく、採択権者の権限と責任において、採択における適正、公正を期すこと。イ特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することがないようにすることとしております。

(3)開かれた採択の推進につきましては、採択結果及び採択理由について、これまでどおり採択後遅滞なく公表することとしております。また、教科用図書の研究のための資料や教育委員会会議の議事録についても公表に努めることとしております。その他、開かれた採択を推進する観点から有用と思われる情報の公表についても検討することとしております。

次に、2 選定上の留意事項についてです。

留意事項は3点です。1点目、(1)において、各学校が教科書選定会議等を設置し、県教育委員会が作成した選定資料を参考にした調査研究に基づいて選定することとしております。2点目、(2)において、いわゆる一般図書について、教育目標の達成上、教科の主たる教材として適切なものを選定することとしております。3点目、(3)において、特別支援学校の小・中学校部で使用するもののうち、いわゆる一般図書については、この後御説明いたします令和5年度に義務教育諸学校で使用する教科用図書のうち、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書の採択基本方針についての2 方法、組織及び手続き、この関係部分に準じて行うこととしております。

2ページの別紙2を御覧ください。続きまして、義務教育諸学校で使用する教科用図書のうち、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書の採択基本方針について御説明いたします。

別紙2は、義務教育諸学校で使用する教科用図書のうち、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書の採択基本方針でございます。

1 (1)採択の基本では、県立学校の基本方針と同様に、教育基本法や学校教育法で明示された教育の理念や目標にのっとり採択をすることとしております。さらに、採択権者においては、一般図書について、アからエの採択の観点に基づき、県教育委員会が作成する選定資料を活用して、十分な調査研究を行うよう求めています。

(2)適正かつ公正な採択の確保、また、(3)開かれた採択の推進については、県立学校の基本方針と同様に特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することがないようにすることや、採択結果及び採択理由について採択後遅滞なく公表することなどとしております。

次に、2 方法、組織及び手続きを御覧ください。採択権者が適切な採択を行うための方法等についてでございます。

学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書の採択につきましては、(2)にありますように、各学校で教科書選定会議等を設置し、教科用図書を種目ごとに選定するとともに選定理由書を採択権者に提出することとしております。ここで御審議いただきました基本方針は、この後、それぞれの機関に通知し、これを受けて各機関では本格的な採択事務が始まることとなります。

選定審議会は、先日行いました第1回を含め、計3回開催し、教育委員会会議では、進捗状況や結果の報告など、随時行ってまいります。

説明につきましては、以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

平川教育長： ただいまの説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願ひいたします。

志々田委員： 前も聞いたかもしれませんが、開かれた採択の推進の中で、採択を推進する観点から有用と思われる情報については公表しますと書いているのですけれども、この有用と思われる情報というのはどのようなものが想定されるのか教えてください。

立田義務教育指導課長： 例えば教科用図書選定審議会の委員の氏名、選定審議会の議事録、あるいは、その会における配付資料、調査員の氏名、そういったものが考えられるということでございます。

志々田委員： 今までも公表しているのでしょうか。

立田義務教育指導課長： 提供してございます。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。

第5号議案の採決に移ります。

原案に賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。

よって、本案は、原案どおり可決されました。

報 第 1 号 広島県教育委員会規則の一部改正について

平川教育長： 続きまして、報第1号、広島県教育委員会規則の一部改正について、松下教職員課長、説明をお願いいたします。

松下教職員課長： それでは、報第1号、広島県教育委員会規則の一部改正について御説明いたします。

令和4年3月14日の教育委員会会議におきまして、へき地学校等の指定基準及び指定に関する規則の一部改正について御了解をいただいたところです。その際、教員数の減少等により、級地区分を特設学校から一級地に変更すべきであった庄原市立栗田小学校の一級地への記載が漏れておりました。

同校に勤務する教職員に僻地手当を支給するため、令和4年4月19日の給与支給日までに規則を改正する必要がありましたが、教育委員会会議を招集する暇がないと認められましたことから、教育長に対する権限委任規則第3条第1項の規定によりまして、教育長が臨時に代理をし、令和4年4月8日付けで改正を行い、令和4年4月18日付けで公布、同日付けで施行いたしました。

改めて御報告をし、承認をお願いするものでございます。

なお、改正後の規則は、令和4年4月1日から適用することとしております。

今回の記載漏れにつきましては、市教育委員会からの指摘により判明したものでございます。深くおわび申し上げます。今後は、規則改正に当たり、十分に確認を行うなど、再発防止に努めてまいります。

御承認のほどよろしくお願ひいたします。

平川教育長： ただいまの説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願ひいたします。

(な し)

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。

採決に移ります。

原案に賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。

よって、本案は、原案どおり承認されました。

報告・協議 1 高校生等の就職をめぐる状況について

平川教育長： 続きまして、報告・協議 1、高校生等の就職をめぐる状況について、木村高校教育指導課長，説明をお願いいたします。

木村高校教育指導課長： 高校生等の就職をめぐる状況について御説明いたします。

まず、高等学校の状況について、資料の 1 ページを御覧ください。

本県の国公私立の高等学校における就職希望者数に対する就職者数の割合であります就職率につきましては、1 (1) 設置者別就職状況の表のうち、一番上の行に記載しておりますとおり、98.6%で、この数値は前年度同期より0.1ポイント下降しております。

なお、同じ表の 3 行目に記載しておりますとおり、県立高等学校のみの就職率は 99.6%となっておりまして、前年同期の99.4%より0.2ポイント上昇しております。新型コロナウイルス感染症の影響が長期化している状況下にあっても、このように高い値を維持できましたことは、各県立学校において就職を希望する生徒との面談を丁寧に行うなど、組織的、計画的に就職指導に取り組んだことや、ジョブ・サポート・ティーチャー10名を30校30課程に、就職指導支援員11名を13校17課程に配置し、未内定者への就職指導や求人開拓に取り組んだこと、さらには、広島労働局、県商工労働局などの関係機関と連携し、経済団体へ求人確保を要請したほか、様々な就職支援策を実施した成果であると捉えております。しかしながら、就職を希望しながらも就職できずに卒業した生徒が 3 月末で41名おります。県教育委員会としましては、一人でも多くの卒業生が早期に就職できるよう、各学校のジョブ・サポート・ティーチャーや担任、進路指導担当者等が情報提供や個別の相談を行うとともに、ハローワーク等の関係機関を効果的に活用した指導を行うよう、各学校を支援してまいります。

次に、特別支援学校の状況について御説明いたします。資料の 2 ページを御覧ください。

令和 4 年 3 月に本県の特別支援学校高等部を卒業した生徒につきましては、就職を希望していた生徒123名全員が就職しております。新型コロナウイルス感染症の影響により、職場実習の受入れを断られたり、職場実習の延期を求められたりした企業もございましたが、企業訪問が難しい時期においても、オンラインを活用した企業連携や校長、ジョブ・サポート・ティーチャー等による各企業への理解、協力啓発活動、教職員による生徒の実態、適性及び希望に沿った丁寧な就職支援、進路指導の結果であると考えております。なお、(3) に示しておりますとおり、全卒業生に占める就職者の割合は30.8%となっております。

特別支援学校において、今後も職業教育の充実を図り、就職希望者の増加に向けた取組、企業等への障害者雇用の理解啓発を促す取組を支援してまいります。

説明は以上でございます。

平川教育長： ただいまの説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

志々田委員： この状況の中で、多くの子供たちが次の就職に旅立っていったこと、とてもうれしく思っています。

特別支援学校の高等部の全卒業生に占める就職者の割合が、そんなに大きく落ちているわけではないですが、5ポイントほど下がってきているのですけれども、これはずっと見ると変動があるのですけれども、今年を見て、何か傾向とか、課題や心配なことがないのかというのをお聞きしたいのですけれども。

玉木特別支援教育課長： ありがとうございます。

J S Tにこの30.8%について、減少しているのだけれども、どういったことだろうかと同ってみましたところ、コロナの影響で、本人、保護者が職場実習の実施を控える状況があったということを知っております。また、コロナにより就職に向けての話合いを、本人、保護者とする機会が制限されたということも影響したと聞いております。その結果、就職希望者が減って、就職者の減につながったということでもあります。今後の対策としましては、一つは、地域や社会に参画しようとする意欲、働く意欲、それらを高めるために、地域や社会との関わりを増やすこと、そして、感謝された、認められたという経験、役立ったという経験を積み重ねることを考えております。それから、企業へのアピールの際に、まず、生徒自身には、自分のこんな良さが強みになってこんな仕事が

できるというようにしっかり認識させること、それと、JSTや進路担当の教員などは、こんな支援、工夫があると、この子はこんな仕事ができるということをも具体的にアピールするようなことを進路指導主事会議であるとか、JST連絡会議等で周知を図ってまいりたいと思っております。

志々田委員： よく分かりました。ありがとうございます。

菅田委員： 特別支援学校100%というのがずっと続いているというのはいいことなのですが、就職先の業種状況を見ると、やっぱりコロナの影響からか、小売・サービスが前年に比べて半減ぐらいになっています。それで、小売・サービスに本来行きたかったのだけでも、違う業種の方に就職している子供たちがいるのではないかと思うのです。それで、高校卒は最近問題になっているのが早期転退職ですけども、高校を卒業された方は、今人手不足ということで再就職も簡単なのでしょうか、特別支援学校のお子さんは、結構再就職というのが厳しくなる可能性もあるのですが、その辺りのところは何かフォローできるような体制というのは、今後できるのでしょうか。

玉木特別支援教育課長： まず一つ目の小売・サービスが減少しているということですが、これは、調べてみましたら、小売・サービスが減少しているというよりも、割合として他の業種が増えたということが一つ分かっております。他の業種といたしましては、清掃・クリーニングが増えているということがあります。

それから、事務のところでは8.9%と、かなり増えているのですが、内訳を見ましたら、11人中6人が運送業のメール便、小さな荷物の仕分の仕事に就職しており、これはコロナの影響でそういったニーズが高まっているとも思いますけれども、このように小売・サービスが減っているのは、行きたかったけれども行けなくてということよりも、他の職種が増えたというように見た方がよいのかと思っております。

それから、再就職につきましては、これは新たにということではありませんけれども、卒業と同時に障害者就業生活支援センターの方につながるをしておりますので、離職した場合も連携を取ってもらえれば、そこが次の就職先を探すというような仕組みになっております。

菅田委員： ありがとうございます。安心しました。

中村委員： 高校生の就職の方なのですが、若干数字が落ちたとはいえ、高い就職率とも言えると思いますが、そうはいつても希望して就職ができていない子供が41名いるということで、その一方で、求人倍率はそこそこ高いですし、人手不足感もやはり続いているように私としても感じる中で、就職ができない状況というのは、どのように分析、認識をされていらっしゃるのでしょうか。

木村高校教育指導課長： まず、先ほど申しましたように、就職を希望しながらも就職できずに卒業した生徒41名ということですが、県立高等学校については、3月末時点で9名でございます。ただ、そこから各学校でも努力をいたしまして、今現在のところ、聞いているところでは、残りは7名となっており、7名の内訳としましては、公務員試験をもう一回受けたり、あるいは、資格を取ってから就職するために、一度内定をいただいたけれども、もう一回考え直した、あるいは、障害者枠での就職も検討しているという内情になっております。以上です。

中村委員： 過年度の卒業生についてもフォローというのはされているのでしょうか。

木村高校教育指導課長： 各学校におきましては、高等学校就職支援教員、ジョブ・サポート・ティーチャーや担任、あるいは進路指導担当者が定期的に卒業生と連絡を取り、情報提供や個別相談を行いますとともに、ハローワーク等の関係機関を効果的に活用した丁寧な指導を行っているところでございます。県教育委員会としましては、希望する全ての卒業生の早期就職を目指しまして、引き続き広島労働局等の関係機関と綿密に連携を行いまして、各学校への指導、支援に努めてまいりたいと考えております。

中村委員： よろしく申し上げます。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。

平川教育長： 続きまして、報告・協議2、特別支援学校における技能検定の実施状況等について、玉木特別支援教育課長、説明をお願いいたします。

玉木特別支援教育課長： 特別支援学校における技能検定の実施状況等についてでございます。

資料1ページを御覧ください。1 技能検定の実施状況の(2)について、特別支援学校高等部に通う知的障害のある生徒の就労を支援するため、学校や関係企業団体と連携して、本県独自で開発した認定資格に基づく技能検定を清掃、接客、パソコン、流通・物流、食品加工の5分野で実施いたしました。表1にございますように、延べ受検者総数は1,808人、このうち1,759人が級の認定を受けております。

(3) 認定状況を御覧ください。級の認定状況につきましては、表2にお示ししたとおりですが、総受検者の約97%がいずれかの級を認定されております。また、技能検定を経験し、更に高い目標に向かって挑戦しようと広島県障害者技能競技大会、ひろしまアビリンピックと言っておりますが、こちらに参加する生徒もおります。なお、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、このアビリンピックは中止となっております。

続いて、2ページを御覧ください。(4) 技能検定における合理的配慮についてです。技能検定の本質的な目的から外れない範囲で、必要な受検者、延べ71件に対して合理的配慮を提供しました。これにより、技能検定に参加して自分の力が発揮できたという経験を積み、卒業後も自分から適切に支援を求め、社会参加することに生かしてほしいと考えております。

次に、2 他の就職支援の状況の(1)について、特別支援学校就職サポート隊ひろしまの登録企業数ですが、令和4年3月末現在で445社であります。令和4年3月に特別支援学校就職サポート隊ひろしま推進企業を訪問し、就労促進等に著しく貢献した企業を表彰いたしました。登録企業数は年々増加しておりますが、企業の障害者雇用への理解啓発と生徒の就職支援のため、引き続き周知を図ってまいります。

また、就職者のうち、登録企業に就職した者の割合ですが、令和3年度は約58%であり、半数以上の就職者が登録企業に就職したということになります。

また、これまで知的障害特別支援学校及び視覚障害特別支援学校では、地域の企業の採用担当者等を招き、学校により名称は異なりますが、企業の参観日を実施し、各校の特色ある取組について情報発信をしております。令和3年度は、10校で実施し、114企業、153事業所の参加がありました。

続いて、3 就職者の技能検定の受検状況についてでございます。令和3年度特別支援学校高等部卒業者の就職者のうち、約93%の生徒が技能検定を受検しているということでございます。

最後に、4 今後の取組でございます。令和4年度も引き続き、技能検定の実施等により、生徒に対してより実践的な力をつけるとともに、働く意欲の向上や粘り強く取り組む態度を育成する職業教育の充実を図ってまいります。また、就職サポート隊ひろしまや企業の参観日の取組にも力を入れ、企業等へ障害者雇用の理解啓発を行っていきたいと思っております。

以上で報告を終わります。

平川教育長： ただいまの説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

近藤委員： この技能検定なのですが、平成23年度から実施というお話なのですが、分野とか種目については、これまで拡大してきたとか、入れ替えてきたという状況があるのでしょうか。

玉木特別支援教育課長： 分野につきましては、平成23年度から実施し、内容については、23年度は清掃と接客のみでありました。24年度からパソコン、流通・物流、食品加工を増やして実施をしています。5分野での実施は全国で初ということで、当時は話題になり、本県へ県外からの視察も多数ありました。内容につきましては、それ以降、大きな変化はございませんけれども、練習の大切さであるとか、粘り強く取り組む姿勢などをそこで学んでもらいたいと思っております。ただ、種目や知識、技能等は、雇用情勢や企業のニーズによって変更することはもちろん必要であると考えております。現在、食品加工の分野では、御飯を炊いておにぎりを作る、それから、キュウリを刻んでポテトサラダを作るといったことをしておりますけれども、企業では機械化が進み、そういった技能がニーズに合わなくなっているということも聞いております。このことから、計量を中心とした内容に変えていこうと検討を進めているところでございます。

近藤委員：ありがとうございます。先ほどの就職状況のところでも事務が増えたとか、社会情勢踏まえてやっぱり求められてくるものが変わってくると思うので、適宜見直していただいているという話を聞いて安心しました。

中村委員：本県独自の技能検定が就職に向けての後押しになっているという状況は大変すばらしいと思います。
そういう中で、先ほどの議案によると、特別支援学校卒業生の就職希望者の就職率は、少なくとも平成27年以降100%が続いているということですよ。

玉木特別支援教育課長：はい。

中村委員：就職サポート隊ひろしまの登録企業数も増えてきて、そういう意味でも就職支援の状況というのは改善されているということだと思いますが、つまり、就職したいと思っている特別支援学校の卒業生の就職は一応100%できているという状況が続いているとすれば、次のステージに向けていくといいたいでしょうか、サポートしようという企業も増えているのであれば、何か次のアクションなのかなというふうにし少し感じたのです。先ほど課長もおっしゃられたような粘り強く取り組むということなのか、就職したいけれども、就職先がないという状況とは違ってきているのだと思うのです。ですから、就職を希望する生徒の割合が40%から30%まで下がっているということでもあるので、働く意欲とか粘り強さをより持たせていくということと、あるいは、企業の方でもっとそういう気にさせる環境整備をするのか、何かそっちの方向性の努力もしていく必要があるのかなと、この数字を見ていて感じたのですけど、どうでしょうか。

玉木特別支援教育課長：ありがとうございます。

企業がどのように障害者雇用について考えていただけるかということも、おっしゃるとおり大事だと思っておりますが、学校教育の中でできることはどんなことかと考えたときには、先ほども少し触れましたけれども、職業教育の充実といったところで、小学部段階からキャリア教育をしっかり進めていき、地域貢献であるとか、周りに喜ばれる活動を通して自己有用感、つまり、子供たちに分かりやすい言葉で言うところのやりがいということになるのかと思いますけれども、そういったことを感じさせるということをしつかりと取り組んでいく必要があると思っております。

中村委員：企業もやりがいを感じさせるような環境づくりなのか、人間関係づくりなのか、雰囲気づくりなのか、そういうハードではなくて、ソフトの面でも気をつけるべきことがあるとすれば、そういうPRもしっかりしていくということが大事なのかなと思います。もう既にされているのだとは思いますが、そういうことかなという気もしますので、是非よろしくお願ひしたいと思います。

玉木特別支援教育課長：ありがとうございます。

菅田委員：あと、働く意欲とか、生きる力をつけるという意味で、こういう検定とは別に、スポーツというのも大事かなと思って。といいますのが、今年度ですかね。スペシャルオリンピックが広島で開催ですよ。そこに行く人は多いとは思いますが、特別支援校の皆さんが見学に行けるというか、うまく活用するというのも考えていただければいいのではないかなと。

玉木特別支援教育課長：スペシャルオリンピックへの観戦等につきましては、関係部局と連携をしながら進めていきたいと思っております。

細川委員：御説明いろいろとありがとうございました。

中村委員と関連するかもしれないのですが、企業の参観日を実施したところ、令和3年度は10校で実施し、114企業、153事業所、たくさんの企業の方が御参加いただいたというふうに思うのですが、令和3年に限らず、企業が学校訪問でいろいろと経験する中で、表2に上げられている技能検定の分野、項目ですよ。それ以外に、例えばこんな技能がうちの企業では欲しいとか、こういう検定があったらどうだろうかというお声がありましたでしょうか。

玉木特別支援教育課長：企業の参観日等で企業からこういった技能をとるところは把握しておりませんが、先日も、認定資格研究協議会、この技能検定に係る協議会がございしますが、そこで各関係企業団体の方にも参加いただいて、御意見を伺っております。その中で一つ、清掃の中で、トイレ清掃のニーズが割と高いのだという御意見をいただいております。そういったことも検定の内容として、先のことにはなるかもしれませんが、検討していくこともあると思っております。

細川委員：いろんな業種の方がおいでになられると思うのですが、逆に学校の方からも企業にお伺いをされて、ニーズがどこにあるのかとか、どういう就職先が新たに出てくるのかと

か、そういうところの御研究もいただければと思うのと、相互交流でしょうから、以前申し上げたことがあったかと思うのですが、企業に勤めたOB、OGのところに生徒が訪問をすとか、逆にそのOB、OGが学校に来てくれて、いろいろお話を聞いたりできるというような、そういう双方向の取組も必要ではないかと思うのですが、いかがですか。

玉木特別支援教育課長： ありがとうございます。

今おっしゃっていただいたようなことも校長会等を通して、学校に伝えていきたいと思えます。

なお、中小企業家同友会が主催するバスツアーなどで、教員が企業を回って、生徒がどのように働いているかを見学し、教育活動に生かしていくといったことを行っております。

細川委員： 最後にもう1点。2ページの2（1）のところで、私も、マツダスタジアムのアストロビジョンで流れたのを見ました。それに対して、県民からの声が県教委に届いているのか、あと、カーブだけではなく、サッカーが好きな人もいらっしゃるし、バスケットが好きな方もいらっしゃるのですけど、その辺への取組というのはお考えがあるのかどうか、教えていただけたらと思います。

玉木特別支援教育課長： カーブの試合中のアストロビジョンでの放映に関して、県民の声というのは直接聞いてはいませんが、一つ、前の教育委員会会議で、このサポート隊ひろしまの取組について御質問をいただいたと思うのですが、JSTに聞いてみましたところ、登録企業の中から、表彰をされた企業の中には、サポート隊ひろしまに登録して障害者雇用を進めたことでこんな表彰を受けたというふうに周りの会社に登録を勧め働きかけをしていくことがあったと聞いております。

それから、マツダスタジアム以外のところということについては、今のところ検討はしておりませんが、折に触れ、また検討していきたいと思っております。

細川委員： サッカーも新しいスタジアムができますし、大勢が見られますし、広島県はいろいろなプロスポーツチームがあるというのはすごくラッキーなことなのですね。そういうところでもいろんな方が見ておられますので、是非またお考えいただけたらと思います。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。

続きまして、先ほど公開しないと決定いたしました議案について審議を行います。

傍聴者の方は御退席のほどお願いいたします。

(14:09)

【非公開案件】

第2号議案 銃砲刀剣類登録審査委員の任命について

銃砲刀剣類登録審査委員の任命について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

第4号議案 広島県いじめ問題調査委員会の委員の任命に対する意見について

広島県いじめ問題調査委員会の委員の任命に対する意見について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

(14:42)